

原子力の安全と信頼に関する顧問会議からの提言

2003年11月

原子力の安全と信頼に関する顧問会議

「原子力の安全と信頼に関する顧問会議」は、東北電力株式会社により、平成１４年１１月に設置されたものです。

本顧問会議は、原子力に関する情報公開のあり方や「女川原子力発電所における自主点検作業の適切性確保に関する総点検調査」に関する調査プロセスの妥当性・公正性、ならびに不正防止策などについて議論するとともに、同社の取り組みに対し助言を行ってまいりました。

本冊子は、東北電力株式会社に対する顧問会議からの提言を取りまとめたものです。

原子力の安全と信頼に関する顧問会議からの提言

目次

・ 顧問会議の全体総括		1
・ 顧問会議からの提言		4
1．情報公開に関する提言		
2．企業倫理・法令遵守推進に関する提言		
(参考)		
・ 顧問会議委員名簿		6
・ 顧問会議の開催経緯		7

以上

．顧問会議の全体総括

原子力の安全と信頼に関する顧問会議

座長 阿部 純二

「原子力の安全と信頼に関する顧問会議」は、昨年８月末に明らかとなった東京電力の原子力問題を契機として設置され、昨年１１月の第１回会合の開催以来、これまでに７回の会合を重ねてきた。この度、顧問会議における１年間の議論の取りまとめを行うに当たり、顧問会議の委員を代表して、以下に全体的な総括を記させていただく。

第１回会合の際、東北電力の幕田社長は、「失われた原子力に対する信頼を回復するために、技術的な安全は当然のこととして、社会における安心感をいかにして高めていけばよいのか」という主旨のお話をされた。これまで、原子力というものを考える際、「技術的安全の確保」を重視する一方で、社会への分かりやすい情報提供による「社会的安心感の醸成」といった観点に対しての配慮がやや足りなかったのではないか、という東北電力の素直な反省が込められた言葉のように、私には感じられた。

原子力という巨大技術は、扱い方を誤れば、取り返しのつかない大惨事を招きかねないものであり、もちろん、安全性の確保は何よりも優先されるべきである。しかしながら、私たちが暮らす地域に原子力発電所が建てられているという現実を考えたとき、それと同じくらいに、身近な施設としての原子力発電所に、また東北電力という企業自体に向けて、生活者が信頼感と安心感を抱くことができるよう弛まぬ努力を続けていくことが、電気事業という公益性の高い事業を遂行する者の使命といえるのではなかろうか。

本顧問会議は、このような底流にある東北電力の使命・課題を念頭に、具体的には以下の三つの目的を持って設置されたものと認識している。

[顧問会議の設立目的]

- 東京電力の原子力問題を受け東北電力が実施した、過去の自主点検記録の総点検調査の手法・プロセスについて確認すること
- 原子力に関する情報公開のあり方について助言を行うこと
- 東北電力の企業倫理・法令遵守への取り組みについて助言を行うこと

会議では、各界を代表する委員の方々より、東北電力に対し、中立かつ幅広い視点から、様々な意見や助言を提示できたものと考えている。議事の詳細についての紹介は割愛させていただくが、以下にこれまでの会議の流れについて簡単に触れさせていただく。

まず、 の「自主点検記録の総点検調査の手法・プロセスの確認」についてであるが、第1回会合（11月12日）において、総点検調査の調査範囲や調査スケジュール、調査体制等について詳細な説明を受け、原子力部門から独立した第三者的な調査チームにより、客観的に見て妥当と評価し得る手法で調査が行われていることを、顧問会議委員の総意として確認した。

また、第2回会合（12月20日）では、委員からの提案に基づき、女川原子力発電所にある実際の調査ルームを視察した。机に並べられた膨大な調査資料のファイル類を目の当たりにしながら、総点検調査の基本的な手順とチェック手法について、委員が自らの目で直接確認できたことは（また、あわせてマスコミに公開したことは）、一連の原子力問題を通して問題提起された「積極的な情報公開」に対する東北電力なりの努力の表われとして評価に値することであろう。

なお、総点検調査の最終報告の内容については、第4回会合（3月19日）の中で報告された。

次に の「原子力に関する情報公開のあり方」についてであるが、このテーマについては、第2回、第3回（1月24日）、第5回会合（5月15日）と、計3回にわたり取り上げられ、都度、委員の間で活発かつ有意義な論議を繰り広げることができたものと考えている。

第2回会合では、現在、東北電力が宮城県や女川町、牡鹿町等との間で運用している「定期検査・自主点検状況の新しい情報公開ルール」を中心に、また、第3回会合では、ホームページやパンフレット、チラシの配布といった企業広報活動の中での情報公開といった視点から、議論を行った。

第5回会合では、過去2回の議論を踏まえ整理した論点のもと、情報提供のタイミングについては「できるだけ迅速」にすべきか、あるいは「正確な情報を伝えるためには、ある程度慎重に」なることもやむを得ないのか、また、情報の加工度については「できるだけ生の情報」が良いのか、あるいは原子力というものが一般の市民にとっては難解であることを踏まえ「分かりやすく要点を整理した情報」とすべきか、更には、どの範囲まで情報を公開すべきか、などといった点について具体的な議論が交わされた。

最後に の「企業倫理・法令遵守への取り組み」についてであるが、このテーマについては、第3回および第6回会合（7月16日）で取り上げられた。

東京電力の原子力発電所で明らかとなった点検記録の改ざんなどの不適切な行為は、例えそれが法に背く行為でなくとも、潜在的に危険性を有する原子力を扱う事業者として、その道義的な責任を免れないことは自明のことである。東北電力では、一連の原子力問題を「対岸の火事」と捉えず、これを機に、企業倫理や法令遵守への取り組みを一層強化すると同時にその実効性を高めるべく、本顧問会議にテーマとして提起したものである。

第3回会合では、企業倫理・法令遵守に対する東北電力の考え方についての説明を踏まえ、会社の内部組織である企業倫理委員会の機能強化や「東北電力企業行動指針」の見直しといった種々の取り組みについて議論がなされた。

また、第6回会合では、本顧問会議からの助言を受け東北電力が社内外に開設した「企業倫理相談窓口」などの新たな取り組み等について、より効果的な運用のあり方を模索すべく議論を行った。

以上が第6回までの会議の概略であるが、このような経緯を踏まえ、本顧問会議では、節目となる第7回会合において議論の総括を行い、この度、その柱となる「情報公開に関する提言」および「企業倫理・法令遵守推進に関する提言」を取りまとめるに至った。一読いただければお分かりのとおり、これら二つの提言には、理念ばかりで飾り立てられた、実現不可能な内容は盛り込まれてはいない。むしろ、時代の趨勢に沿った、社会一般の良識の範囲内で取りまとめられた内容と言っても良い。それ故に、東北電力には、二つの提言を可能な限り尊重し、これまでの考え方や慣例にとらわれることなく、原子力に関する、あるいは電力会社に対する社会的安心感確立の先駆者を目指す気概を持ち、実現に向けた一步を踏み出していただきたいと、強く希望するものである。

最後に、ご多忙にもかかわらず本顧問会議にご出席いただき、貴重なご意見、ご助言を賜ると同時に、本取りまとめにご協力いただいた9名の委員の皆さまには、座長として、あらためて感謝の気持ちを捧げさせていただきたい。

以上

．顧問会議からの提言

１．情報公開に関する提言

原子力発電は極めて専門性の高い技術であるが、専門家の一方的な判断による情報公開は真の住民の理解にはつながらず、住民の理解なくして原子力事業の安全への信頼は得られない。

また、日頃から地域住民の知りたい情報が何かということや住民の多様な要望に積極的に耳を傾け、地域住民による原子力の安全性に対する信頼と、原子力発電事業への安心感を得る努力を継続することが必要である。

以上の認識の下、顧問会議は、東北電力に対し以下の事項を提言する。

● いつも市民の立場で

原子力情報を公開する場合、常に情報の受け手である一般市民の立場に立って考え、市民の不安の解消や理解につながる情報を公開するよう努めること。

また、原子力の知識や情報の分かりやすい提供に向け、地域住民や一般市民の要望を継続的に取り入れていく仕組みづくりに取り組むこと。

● 幅広く公開しよう

原子力情報は極めて膨大であるが、核不拡散や商業上の機密、プライバシーなどの制約のある場合を除き、トラブルの情報以外にも、定期検査中や運転中の情報なども含め、幅広く公開に努めること。

● 情報公開は迅速に遅滞なく

トラブル発生時の情報公開は、迅速に第一報を送ることを最優先とし、続けて詳報の報道機関への発表などを通じ、できるだけ多くの人に迅速かつ正確に伝わる方法で行うこと。

また、平常時においても、月１回の定期報告やホームページなどを活用し、知りたい情報が誰でも遅滞なく入手できる仕組みを構築していくこと。

● さらなる理解促進の努力を

自分の目で直接確かめる原子力施設見学は、原子力発電への理解促進に有意義であるため、発電所の見学ガイドラインを遵守しながら、今後も継続的に取り組むこと。

さらに、情報の電子化等の基盤整備を進めながら、立地地域の住民と東北電力が直接対話できる仕組みを構築するとともに、原子力の知識を一般の人に分かりやすく説明するコミュニケーターの育成にも努めること。

以上

２．企業倫理・法令遵守推進に関する提言

原子力発電事業の存立基盤は地域住民および国民からの信頼にこそあるとい
って過言ではない。原子力発電事業者は、高い倫理観と自らを律する指針をも
って、原子力の安全性を確保し向上させるとともに、地域社会から安心感を持
たれるよう万全を期し、地域社会に信頼される企業となることを目指すべきで
ある。

以上の認識の下、顧問会議は、東北電力に対し以下の事項を提言する。

- **安全性についての信頼感確立に向けて取り組むこと**

原子力発電事業に従事する者の高い倫理観に基づく適正な業務遂行の積み重
ねにより、地域住民をはじめとする社会全体の信頼が高められることを十分に
認識すること。

また、安全性について社会から疑念を持たれる恐れのある一切の行為の排除
に取り組むこと。

- **法令・条約の誠実な遵守を**

原子力発電事業は、原子炉等規制法などの国内法令はもとより条約によって
国際社会から厳重な法的規制を受けているものであるが、原子力発電の安全確
保に資する社内規則の整備に日頃から努めるとともに、原子力発電事業の従事
者に対し、関係法令・条約の遵守を一層徹底すること。

- **「東北電力企業行動指針」の浸透、定着を**

「東北電力企業行動指針」の浸透、定着を図るために、企業倫理・法令遵守
に関する社内研修を充実させるなど、社員一人ひとりの意識の高揚に継続的に
取り組むこと。

- **現場の声が伝わる風通しの良い企業風土を**

原子力発電事業に従事する者の生の声が速やかに社内に伝わるような、風通
しの良い企業風土の醸成に努めること。

また、「企業倫理相談窓口」の運用に当たっては、報告者保護の徹底を図るな
ど、社員が物を言いやすい環境づくりに努めること。

以上

(参考) 顧問会議委員名簿

【委員】

- 阿部^{あべ}純二^{じゅんじ}氏(東北大学 名誉教授、東北学院大学法学部 教授)
- 石樽^{いしぐれ}顕吉^{けんきち}氏(東京大学 名誉教授、埼玉工業大学先端科学研究所 教授)
- 一力^{いちりき}雅彦^{まさひこ}氏(河北新報社 代表取締役専務)
- 河原^{かわはら}雄三^{ゆうぞう}氏(経済ジャーナリスト)
- 齊藤^{さいとう}幸治^{こうじ}氏(弁護士)
- 高橋^{たかはし}正典^{まさのり}氏(株式会社高政 代表取締役社長)
- 田中^{たなか}榮子^{えいこ}氏(青森県地域婦人団体連合会 会長)
- 西井^{にしい}弘^{ひろし}氏(前仙台経済同友会 代表幹事)
- 馬場^{ばば}錬成^{れんせい}氏(科学ジャーナリスト)
- 星^{ほし}新一^{しんいち}氏(日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長)

(五十音順)

注) は座長

以上

(参考) 顧問会議の開催経緯

開催年月日	場所	主な議事内容
第 1 回 H 14.11.12	ホテル仙台プラザ (けやきの間)	(1)一連の原子力問題をめぐる経緯と東北電力の対応状況について (2)「自主点検作業の適切性に関する総点検調査」の方法とプロセスについて (3)情報公開、企業倫理等、原子力全般について
第 2 回 H 14.12.20	女川原子力発電所	(1)「自主点検作業の適切性に関する総点検調査」の方法とプロセスについて (2)調査状況の確認 (3)原子力情報公開のあり方について
第 3 回 H 15.1.24	江陽グランドホテル (白鳥の間)	(1)企業倫理・法令遵守への取り組み強化について (2)原子力情報公開のあり方について
第 4 回 H 15.3.19	江陽グランドホテル (真珠の間)	(1)「自主点検作業の適切性確保に関する総点検調査」の最終報告について (2)女川原子力発電所 1 号機の炉心シュラウド、再循環配管の点検状況について (3)第 1 回～第 3 回までのご意見の整理と、今後の論点について
第 5 回 H 15.5.15	江陽グランドホテル (真珠の間)	(1)女川原子力発電所の状況と今後の予定について (2)原子力情報公開のあり方について
第 6 回 H 15.7.16	江陽グランドホテル (真珠の間)	(1)女川原子力発電所の状況と今後の予定について (2)企業倫理・法令遵守の取り組み強化策について (3)顧問会議の議論の取りまとめについて
第 7 回 H 15.10.29	江陽グランドホテル (白鳥の間)	(1) 女川原子力発電所の状況について (2) 顧問会議の取りまとめについて

以上